

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-1	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川馬立広	5-2	2038	ア・2	原野	0.3014	ヒノキ	51	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いを行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川馬立広	5-3	2038	ア・2	山林	0.095	ヒノキ	51						
3	多気郡多気町車川馬立広	6-2	2038	ア・2	山林	0.0353	ヒノキ	51						
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川馬立広	5-2	2038	ア・2	原野	0.3014	ヒノキ	51					
2	多気郡多気町車川馬立広	5-3	2038	ア・2	山林	0.095	ヒノキ	51					
3	多気郡多気町車川馬立広	6-2	2038	ア・2	山林	0.0353	ヒノキ	51					
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-2	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称) [REDACTED]							(住所又は所在地) [REDACTED]					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川野土谷	18	2038	ア・5	山林	0.0386	スギ/ヒノキ	46/36	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添1の①参照	別添2の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いを行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川野土谷	20	2038	ア・6	山林	0.0892	スギ/ヒノキ	46/36						
3	多気郡多気町車川野土谷	21	2038	ア・6	山林	1.0413	スギ/ヒノキ	46/36						
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川野土谷	18	2038	ア・5	山林	0.0386	スギ/ヒノキ	46/36					
2	多気郡多気町車川野土谷	20	2038	ア・6	山林	0.0892	スギ/ヒノキ	46/36					
3	多気郡多気町車川野土谷	21	2038	ア・6	山林	1.0413	スギ/ヒノキ	46/36					
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-3	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川柳谷	30-7	2038	ア・12	山林	0.0410	スギ/ヒノキ	37/37	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川柳谷	34	2038	ア・4	山林	0.1041	スギ/ヒノキ	37/37						
3	多気郡多気町車川柳谷	35-1	2038	ア・18	山林	0.7636	スギ/ヒノキ	37/37						
4	多気郡多気町車川柳谷	35-2	2038	ア・18	山林	0.0119	スギ/ヒノキ	37/37						
5	多気郡多気町車川田ノ谷	36-1	2038	イ・1	山林	1.3467	スギ/ヒノキ	37/37						
6	多気郡多気町車川田ノ谷	36-2	2038	イ・1	山林	0.0019	スギ/ヒノキ	37/37						
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川柳谷	30-7	2038	ア・12	山林	0.0410	スギ/ヒノキ	37/37					
2	多気郡多気町車川柳谷	34	2038	ア・4	山林	0.1041	スギ/ヒノキ	37/37					
3	多気郡多気町車川柳谷	35-1	2038	ア・18	山林	0.7636	スギ/ヒノキ	37/37					
4	多気郡多気町車川柳谷	35-2	2038	ア・18	山林	0.0119	スギ/ヒノキ	37/37					
5	多気郡多気町車川田ノ谷	36-1	2038	イ・1	山林	1.3467	スギ/ヒノキ	37/37					
6	多気郡多気町車川田ノ谷	36-2	2038	イ・1	山林	0.0019	スギ/ヒノキ	37/37					
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-4	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX							(住所又は所在地) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川馬立広	15	2038		畑	0.0528	ヒノキ	51	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いを行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川馬立広	15	2038		畑	0.0528	ヒノキ	51					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集 車川 2-5	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称) [REDACTED]							(住所又は所在地) [REDACTED]					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川馬立広	22-2	2038	ア・9	山林	0.2856	ヒノキ	54	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添1の①参照	別添2の①参照	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川馬立広	22-2	2038	ア・9	山林	0.2856	ヒノキ	54					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-6	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終 期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川柳谷	33	2038	ア・14	山林	0.129	スギ	53	2021/3/1 (公 告 月 日)	5年 2026/2/28	別添1の①参照	別添2の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いを行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川柳谷	33	2038	ア・14	山林	0.129	スギ	53					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-7	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町柳谷	30-3	2038	ア・11	山林	0.1383	スギ	53	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いを行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町柳谷	32	2038	ア・11	山林	0.0528	スギ	53						
3	多気郡多気町田ノ谷	38	2038	イ・5	田	0.0442	スギ	46						
4	多気郡多気町田ノ谷	39	2038	イ・5	山林	0.0337	スギ	46						
5	多気郡多気町田ノ谷	40	2038	イ・5	田	0.0221	スギ	46						
6	多気郡多気町田ノ谷	41	2038	イ・5	田	0.0039	スギ	46						
7	多気郡多気町田ノ谷	41-1	2038	イ・5	原野	0.0046	スギ	46						
8	多気郡多気町田ノ谷	42	2038	イ・5	田	0.0195	スギ	46						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町柳谷	30-3	2038	ア・11	山林	0.1383	スギ	53					
2	多気郡多気町柳谷	32	2038	ア・11	山林	0.0528	スギ	53					
3	多気郡多気町田ノ谷	38	2038	イ・5	田	0.0442	スギ	46					
4	多気郡多気町田ノ谷	39	2038	イ・5	山林	0.0337	スギ	46					
5	多気郡多気町田ノ谷	40	2038	イ・5	田	0.0221	スギ	46					
6	多気郡多気町田ノ谷	41	2038	イ・5	田	0.0039	スギ	46					
7	多気郡多気町田ノ谷	41-1	2038	イ・5	原野	0.0046	スギ	46					
8	多気郡多気町田ノ谷	42	2038	イ・5	田	0.0195	スギ	46					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

多気郡多気町相可1600
多気町長 久保 行男

住所

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-8	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川田ノ谷	37	2038	イ・4	山林	0.0585	ヒノキ	49	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川熊ノ坂	65-2	2038	イ・22	山林	0.0638	スギ	55						
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川田ノ谷	37	2038	4	山林	0.0585	ヒノキ	49					
2	多気郡多気町車川熊ノ坂	65-2	2038	22	山林	0.0638	スギ	55					
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-9	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川大崩	48	2038	イ・9	山林	0.5077	スギ	40						
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川大崩	48	2038	イ・9	山林	0.5077	スギ	40					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集車川 2-10	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川大崩	49	2038	イ・12	山林	0.3966	スギ	49	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙が甲に対して、金銭の支払いを行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	
2	多気郡多気町車川大崩	49-1	2038	イ・8	山林	0.0433	スギ	49						
3	多気郡多気町車川大崩	50-1	2038	イ・8	畑	0.1157	スギ	49						
4	多気郡多気町車川大崩	50-2	2038	イ・13	山林	0.1104	スギ	49						
5	多気郡多気町車川熊ノ坂	65-1	2038	イ・18	山林	1.8618	スギ	49						
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川大崩	49	2038	イ・12	山林	0.3966	スギ	49					
2	多気郡多気町車川大崩	49-1	2038	イ・8	山林	0.0433	スギ	49					
3	多気郡多気町車川大崩	50-1	2038	イ・8	畑	0.1157	スギ	49					
4	多気郡多気町車川大崩	50-2	2038	イ・13	山林	0.1104	スギ	49					
5	多気郡多気町車川熊ノ坂	65-1	2038	イ・18	山林	1.8618	スギ	49					
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-11	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川魚ノ谷	103	2038	ウ・13	山林	1.0945	スギ	53						
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川魚ノ谷	103	2038	ウ・13	山林	1.0945	スギ	53					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者

住 所 (同上)

住 所 (同上)

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-12	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川熊ノ坂	73	2038	ウ・6	山林	0.0099	スギ	51	5年 2021/3/1	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いは行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川垣内尻	82	2038	ウ・6	山林	0.0265	スギ	51						
3	多気郡多気町車川九郎谷	83	2038	ウ・6	山林	0.0173	スギ	51						
4	多気郡多気町車川九郎谷	85	2038	ウ・6	山林	0.1527	スギ	51						
5	多気郡多気町車川九郎谷	85-1	2038	ウ・6	山林	0.0164	スギ	51						
6	多気郡多気町車川九郎谷	86	2038	ウ・6	山林	0.0967	スギ	51						
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川熊ノ坂	73	2038	ウ・6	山林	0.0099	スギ	51					
2	多気郡多気町車川垣内尻	82	2038	ウ・6	山林	0.0265	スギ	51					
3	多気郡多気町車川九郎谷	83	2038	ウ・6	山林	0.0173	スギ	51					
4	多気郡多気町車川九郎谷	85	2038	ウ・6	山林	0.1527	スギ	51					
5	多気郡多気町車川九郎谷	85-1	2038	ウ・6	山林	0.0164	スギ	51					
6	多気郡多気町車川九郎谷	86	2038	ウ・6	山林	0.0967	スギ	51					
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

多気郡多気町相可1600
多気町長 久保 行男

住 所

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集	車川 2-13	乙 (名 称) 多気町長						(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
			甲 (氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	多気郡多気町魚ノ谷	108	2038	ウ・21	山林	0.0532	ヒノキ	51	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添1の①参照	別添2の①参照	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町魚ノ谷	108	2038	ウ・21	山林	0.0532	ヒノキ	51					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 多気町相可1600

住 所 多気町長 久保 行男

住 所 [REDACTED]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 車川 2-14	乙 (名 称) 多気町長							(所 在 地) 三重県多気郡多気町相可1600番地					
		甲 (氏 名 又 は 名 称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始 期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
番号	所在	地番		小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	多気郡多気町車川魚ノ谷	106	2038	ウ・20	山林	1.0945	その他	50	2021/3/1 (公告月日)	5年 2026/2/28	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	乙から甲に 対して、金銭 の支払いを行 わない。 ただし、経 営管理実施権 が設定された 場合は、木材 の販売収入額 が確定後、経 営管理実施権 者から甲に対 して速やかに 支払いを行う ものとする。	
2	多気郡多気町車川山端	109	2038	ウ・23	山林	0.0734	ヒノキ	58						
3														
4														
5														
6														
7														
8														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡多気町車川魚ノ谷	106	2038	ウ・20	山林	1.0945	その他	50					
2	多気郡多気町車川山端	109	2038	ウ・23	山林	0.0734	ヒノキ	58					
3													
4													
5													
6													
7													
8													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

多気郡多気町相可1600

多気町長 久保 行男

住 所